

山 梨 県 社 会 福 祉 審 議 会 会 議 録

- 1 開催日時 平成17年2月3日(木) 14:00～15:45
- 2 開催場所 「ベルクラシック甲府」 3階 エリザベート
(甲府市丸の内1-1-17 055-254-1000)
- 3 出席者
 - 1) 審議会委員 阿部真美子 石川洋司 一之宮和英 伊藤洽子 乙黒幸江
北原行雄 熊谷和正 小西十三男 小林 広 佐藤英貴
里吉和子 清水祝子 新 弘江 高橋 勇 竹内正直
平井出設子 古屋栄和 古屋園子 保坂 久 前島茂松
渡辺正志 山下滋夫 計22名
 - 2) 事務局 杉原福祉保健部長 石井福祉保健部次長
石川福祉保健総務課長 河野福祉保健総務課福祉企画担当課長補佐
福祉企画担当(4名)
- 4 次 第
 - 1) 開 会 (司会:河野課長補佐)
 - 2) 福祉保健部長あいさつ (杉原部長)
 - 3) 委員長あいさつ (山下委員長)
 - 4) 議 事
「山梨県福祉基本計画」(仮称)案について
その他
 - 5) その他
 - 6) 閉 会

5 議事等の概要（議長は審議会規程第4条により委員長）

1）「山梨県福祉基本計画」（仮称）案について

<事務局から、資料に基づき「山梨県福祉基本計画」（仮称）案の概要、パブリックコメントの結果、これまでの審議会での質疑に対する対応、計画案に今回新たに加わった項目などについて説明>

質疑応答

（議長）： ただいま事務局から計画案などについて説明がありました。ここで一括して質疑に入ります。ご意見ご質問はありませんか。

（委員）： 歴史的な経過を踏まえ、福祉ニーズの変化などについて詳しくご説明をいただき、非常にわかりやすかったと思います。また資料の1ページの概念図、福祉を支える側に「元気な高齢者・障害者」が入ったという意味は非常に大きいことだと思います。支援されるだけでなく支援する側にもまわる、22ページのコラムにもあるように、だれもが支えたり支えられたりするという人間関係が新しい福祉の方向であるということも理解できました。

ただ、この計画は理念計画であるということですが、今後山梨県の福祉をどう進めていくのかということをも具体的に施策に反映し、現実にどのように展開されていくのかが、今の説明では私には見えてきません。

例えば、高齢者施設に入所されている方々、障害者施設に入所されている方々や通所されている方々が、普段の支えられる側から、支える側はどうまわっていくのか。県がそれをどのように、具体的施策として進めていこうとしているのか、その辺がわかれば良いと思います。

（事務局）： 説明の内容についてご理解いただきありがとうございます。

「人づくり」のところでも述べておりますように、まず、地域福祉というものがあるものか、どんなものかをご理解いただくところから出発しなければいけないのかな、と考えております。

計画案の2ページの図にありますように、計画の位置づけとしましては、一番上に「山梨県長期総合計画 創・甲斐プラン21」、今後目指すべき県土像を示した計画があり、真ん中にこの「福祉基本計画」、その下には、「健康長寿やまなしプラン」（高齢者のためのプラン）、「やまなし子育て支援プラン」（現在策定中、子育て支援策や児童虐待対策について）、「新たなやまなし障害者プラン」（障害者のためのプラン、昨年度策定）となっております。上と下は既にできているところの真ん中に挟まる形の、この計画の策定であります。

基本的な山梨県の福祉の考え方、今後こういう形で進めていくという共通認識をこの計画によって提示し、市町村の「地域福祉計画」策定への支援を積極的に行っていきます。その際、住民参加の理念に基づき、一般の住民の方ももちろん、在宅あるいは施設に入っているお年寄りや障害をもつ方々にも、地域福祉推進の輪に加わってもらい、みんなで一緒に計画づくりに取り組むよう働きかけを進めたいと考えています。

県の一つ一つの具体的施策については、先に申しあげた個別分野の計画に基づき、予算措置を経て実行することとなります。

また、私どもの部署では、社会福祉法人の設置認可を所管しておりますが、その過程で行う理事長・施設長面接の中で、「地域との交流」についての質問を行い、法人側の考え方を確認し、積極的な交流を促すようにしています。

直ちに具体的な内容とは言えない答えかもしれませんが、こういったことの積み重ねから始めていきたいと考えています。

（委員）： 今のご説明は、このような方向性に基づき、必要なものは予算化し、施策を具体化していただけるということで理解しました。

本県の特徴である「健康長寿」の点から考えると、高齢者の社会参加は大きな問題だと思いますので、例えば、施設に入っている高齢者のマンパワーを放って置かず、地域の課題解決などに生かせるよう工夫する、といったような「山梨県らしさ」を出せるよう、意図的・積極的な施策展開を期待しています。

- (事務局) : 高齢者に関するご意見の内容については、来年度に「健康長寿やまなしプラン」が見直しの予定なので、担当課に伝えるとともに、「福祉基本計画」の理念や施策の方向性に沿った形で改定が行われるよう、働きかけていきます。
- (委員) : 希望的意見です。計画案の48ページにある数値目標の中に「市町村地域福祉計画策定率」という項目があり、現在2.4%、10年の間に100%にするとなっていますが、市町村の計画策定というのは特に緊急を要する課題であると思いますので、10年と言わず、中間の5年に短縮して目標の100%を目指す形を是非とっていただきたい、と考えますが。
- (事務局) : 委員ご指摘の点については、もっともなことだと思います。少々表記の仕方が良くなかったかもしれませんが、目標年度については、「平成25年度までできるだけ早いうちに」という意味です。ちなみに、県内市町村の計画策定状況を説明させていただきますと、甲府市が既に策定済み、現在策定中は南アルプス市(パブリックコメント中)、富士吉田市、韮崎市となっております。ご承知のとおり市町村合併が進行中の地域もありますが、この計画を策定した後、できるだけ速やかに各市町村にお集まりいただき、市町村の地域福祉計画の策定を早めるよう、お願いするとともに積極的に支援していきたいと考えております。
- (委員) : 33ページの、「元気やまなし 健康長寿10か条」(第3条)のところです。多くの認知症の方々と接している中で、全くその方たちが「知的な刺激」を受けていなかったということはありません。かなりの知的な刺激を受けながらも、病気であるために認知症になってしまわれたという方が非常に多いのです。こういう言い方(「知的刺激で認知症の予防をしましょう。’)だと、今認知症になっている方たちが、全く知的刺激を受けずに生活してきた結果、そう(認知症に)なったのではないかと、というような受けとめ方をされたら気の毒だなと私は思います。今、呆けてしまった人でも自分の思いをはっきり伝えることができるようになってきました。そういったことを踏まえて、この言い直し(「知的刺激で認知症の予防をしましょう。’)を変えるよう、再度ご検討をお願いできないでしょうか。
- (事務局) : ただいまのご意見・ご指摘のありました「元気やまなし 健康長寿10か条」につきましては、所管が長寿社会課でありますので、持ち帰りまして、ご意見の内容についてお伝えし、誤解を招かないような表現について、再度の検討を促すようにいたします。
- (委員) : 地域で福祉活動に携わっておりまして、最も苦心するのは「地域の連帯感」をいかに醸成するかということです。この計画案を見ると、やはり一番基本となっているのが、「地域の連帯感」であると私はとらえました。それが地域福祉を推進し、地域社会を作り上げていく基盤になっていくと思います。そこで、この計画は理念計画ですから、細かいことまでは無理でしょうが、「地域の連帯感」を醸成するには如何にしていったら良いのでしょうか。何をどのようという具体的なことは各市町村の計画に下ろされるのでしょうか。その辺をもう一度確認したいのですが、よろしくお願いします。
- (事務局) : 計画案の説明の中でお話をさせていただきましたが、これからの地域福祉の推進主体は市町村である、ということが明確になっております。これは(社会福祉)法の中にも述べられており、県は広域的、専門的、先進的な施策を中心に市町村を支援する役割を担うこととなっております。計画案の52ページに「四層構造の推進体制」という項目がありますが、地域福祉の推進には、委員ご指摘のとおり「地域の連帯感」が基本であると考えております。
とはいえ実際に進めていく場面では、なかなか難しい点も多々あるかと思えます。まずはご近所づきあい、自治会活動など、日常の様々な活動、できることから始めて、それを積み重ねていくという地道な作業が肝心であり、特効薬的なものはなかなか見つかりません。

具体的手法等については、この計画の中には言い切れていない面もありますが、計画案の資料にあります「市町村向けガイドライン」（平成15年度策定）には、計画づくりの考え方や手法、留意点などをまとめてあります。これまで各市町村にも、様々な機会をとらえ、「住民参加の必要性」などのポイントについてお話をさせていただきました。この計画策定の後も、市町村に対する説明会の開催など、様々な形で支援をしていきたいと考えております。

少々余談になるかもしれませんが、昨年の中越地震、また阪神淡路大震災におきまして、「地域の連帯感」や「ボランティア」の重要性がクローズアップされたのはご承知かと思っております。そういった点からも、地域で支えあうことは福祉の分野だけに限らず、防災など他の分野においても求められているという認識を強め、連携をさらに密にしていきたいと考えております。

（委員）： 15ページに児童虐待に関するデータが載っておりますが、かなりの割合で増加しているという実態があります。児童相談所の方に伺うと、虐待の件数は増えているが、県内の関係施設を増やす予定は今のところない、ということでした。この点について今後どのようにお考えなのか、お伺いしたいのですが。

（事務局）： 全国の傾向と同様、本県でも児童虐待は増加しています。現在県内に児童相談所は甲府と都留の2か所、一時保護所は甲府の1か所しかありませんが、今年度基本設計を行いまして、来年度に都留へもう1か所整備することになっております。

それから養護施設につきましては、このたび、48年ぶりに甲府市の武田通りに、20人収容可能な（民間）施設が完成したところです。来年度は富士吉田市に1か所整備する予定となっております。できればこれらの施設に入所する児童等は少ない方が良いでしょうが、このような現状がありますので、虐待を受けた子どもたちをきちんと保護し、健全な成長が保障されるよう努めていきます。

また、現在子育てのプランも策定中ですので、具体的な施策などにつきましては、そちらへ盛り込んで進めていくこととなります。

（議長）： ここで大変恐縮ですが、終了予定の時間（15：30）がきてしまいました。後のご予定もあるかと存じますので、今手を挙げておられるお二方をもって、質疑を打ち切らせていただくこととします。ご了承願います。

（委員）： 今児童虐待の問題が出ましたが、その関連で、有効な対策の一つに「里親制度」があると思っておりますが、この（計画案の）中には入っていないように見受けられます。この点についてお聞きしたいのですが。

（事務局）： この計画は、「計画の位置づけ」でもご説明しましたが、障害者、高齢者、児童といった各福祉分野の共通の課題や今後の方向性についてまとめたもので、この計画の下に、障害者、高齢者、子育てといった個別のいわゆる「実施計画」（または行動計画）を位置づけ、具体的施策を実施する形となっております。ご指摘の「里親制度」につきましては、先程も出ましたが、現在策定中の「子育て支援プラン」の中に児童虐待対応策の一つとして入っております。こちらまもなく最終決定されることと思っております。

戻りましてこの計画案の中では、36ページの「子どもの健全育成の推進」のところで、「児童虐待や不登校などの早期発見及び早期対応・・・」並びに、「支援を必要とする子どもと家庭の抱える様々な問題の解決に努めます。」という記述で、里親制度の充実を含んだ施策の方向性を示しており、「入っていない」わけではないということをご理解いただきたいと思います。

（議長）： 今の事務局説明の中の、各計画相互の関係については、計画案の2ページの図のご説明ということで確認してよろしいですか。

（事務局）： 議長ご指摘のとおりです。2ページの図でご理解いただければと思います。

(委員) : 2ページと3ページの図についてお聞きします。これ(計画書)をだれが見るのか、どう使うのかということにもよりますが、この概念図などを見た時に、行政の関係者ならば大体のイメージくらいはつかめると思います。しかし一般県民の方が見たときに、「健康長寿やまなしプラン」とか、「やまなし子育て支援プラン」という計画の名前だけでは少々わかりにくいのではないのでしょうか。そこにもう少し配慮して、他の計画についての簡単な説明や所管課などを載せていただければ、位置づけなど、この計画についての理解もより深まることと思います。

これと同じようなことで、先程出ました33ページのコラムについてですが、これも、これは長寿社会課の関係かと推察しますが、このような場合、他の統計資料などと同様に典拠を明らかにすれば、余計な混乱も避けられるのではないかと思います。

3つ目は46ページにある「相談体制」の図についてです。色々な相談場所が書かれていますので、せっかくですから、違うページでも構わないので連絡先の電話番号を載せておけば、見る人に対して親切かなという気がします。

(事務局) : まず他の計画の概要につきましては、位置が悪かったかもしれませんが、62ページに載せてありますので、表示のしかたについてさらに見やすく工夫をしたいと思います。

次に資料の出典元につきましては、再度確認しまして、明記いたします。

最後に相談所等の連絡先につきましては、一覧表にしまして、後ろの資料の部分に追加いたします。

(委員) : 最後にもう一つだけお願いします。先日次世代育成の全国フォーラムに出席したのですが、そのとき出たことについてお話をさせていただきます。

この計画でも27ページにあります、「企業のボランティア」についてのお話の中で、社会参加を促すためには、福祉またはボランティアの分野だけでなく、他の分野との連携はもちろん、これからは施策の「融合」が必要である、「融合」なくして実効性はないという意見が出されまして、私はこの「融合」ということが非常に大切なのではないかと思います。

この計画案の2ページに「・・・生活関連分野とも広範に連携を図りながら・・・」と書いてありますが、今の時代、福祉・保健・医療の範囲だけで解決しないことがたくさんあります。その課題解決のためには、「連携」はもはや当たり前で、むしろこの「融合」という考え方ではないかとも思ひまして、一つの意見として申しあげました。

(議長) : ただ今のご意見は参考意見ということでよろしいでしょうか。

では、質疑はここまでといたします。長時間にわたるご議論ありがとうございました。

それでは、今までのご意見を踏まえたくらうえで、この計画案については、承認ということでもよろしいでしょうか。よろしければ拍手をお願いいたします。

< 委員一同拍手 >

(議長) : ありがとうございました。委員の皆様の拍手をもってこの計画案は承認されました。

では次に議事2)のその他ですが、何かありますでしょうか。

< 2)その他は特になく、ここで議事は終了。議長退任。 >

< 事務局から今後の予定等について説明 >

< 事務局よりお礼のあいさつ・・・石井次長 >

< 閉会 >